

2025年2月28日

各 位

会 社 名 楽天グループ株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史
(コード：4755 東証プライム市場)
本開示文書についての問合せ先
役 職 取締役副社長 最高財務責任者
氏 名 廣瀬 研二
電 話 050-5581-6910

ストックオプション（新株予約権）について

当社は、2020年3月27日開催の第23回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。以下、本件において同じです。）報酬として、在任時行使型ストックオプションとしての新株予約権及び退任時報酬型ストックオプションとしての新株予約権（以下、総称して「本新株予約権」）をそれぞれ各事業年度10,000個ずつを上限として付与することをご承認いただいています。

当社取締役会は、本日、2023年3月30日開催の第26回定時株主総会において承認されている報酬額とは別枠にて、在任時行使型ストックオプションについて15,000個に、退職時報酬型ストックオプションについて20,000個にそれぞれ増枠することについての承認を求める議案を、2025年3月28日開催予定の当社第28回定時株主総会（以下「本株主総会」）に付議することを決議しましたので、お知らせします。

本新株予約権は、グローバルで優秀な人材を獲得・確保するための報酬競争力を強化すること、当社取締役の意欲向上による当社グループ全体の持続的な企業価値及び株主価値の向上をより一層推進することを目的としています。

本新株予約権の内容に関して、第23回定時株主総会決議においてご承認いただいた議案からの主な変更点は、「2. 在任時行使型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容」の「(2)新株予約権の目的たる株式の種類及び数」及び「(3)発行する新株予約権の総数」並びに「3. 退職時報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容」の「(2)新株予約権の目的たる株式の種類及び数」及び「(3)発行する新株予約権の総数」です。

なお、本株主総会において取締役選任議案が原案どおり承認されますと、社外取締役を除く当社取締役は3名となり、そのうち、当社執行役員を兼務する取締役は3名となる予定です。

記

1. 取締役に対するストックオプションの付与内容改定を相当とする理由及び算定の基準

【改定を相当とする理由】

当社は、本新株予約権の価値が当社株価に連動するものであることから、本新株予約権を取締役に付与することにより、当社取締役が株価上昇による利益及び株価下落による不利益を株主の皆様と共有することができ、当社グループの業績向上及び株価上昇への貢献意欲を高めることができると考えています。当社は、役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（以下「報酬方針」。詳細は、事業報告「4 会社役員に関する事項 5. 取締役及び監査役の報酬等 (2) 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬方針）」をご参照ください。）を定め、当社取締役に本新株予約権を付与できるものとしていますが、本議案をご承認いただいた場合でも報酬方針を変更することは予定していません。本議案は、報酬方針に沿ったものであり、世界各国から優秀な人材を獲得・確保するための報酬競争力を強化するとともに、当社グループ全体の持続的な企業価値及び株主価値の最大化に向けた当社取締役の意欲向上に資する内容であることから、相当であると判断しています。

【算定の基準】

当社取締役の報酬等として付与する本新株予約権の額は、本新株予約権の割当日において算定した本新株予約権 1 個当たりの公正価額に、当社取締役に割り当てる本新株予約権の総数を乗じることにより算定するものとします。本新株予約権 1 個当たりの公正価額とは、本新株予約権の割当日の株価及び本新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとします。

2. 在任時行使型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、各事業年度において 1,500,000 株を上限とする。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

各事業年度において、15,000 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数は 100 株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

なお、職務執行の対価として公正発行により付与される新株予約権であり、有利な条件による発行に該当しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たり 1 円とする。

(6) 新株予約権の行使期間

新株予約権発行の日（以下「発行日」）の 1 年後の応当日から 10 年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件等

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」）は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができない正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当社所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、及び諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

③新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

④新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

i) 発行日からその 1 年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。

ii) 発行日の 1 年後の応当日から発行日の 2 年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の 15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に 1 未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

iii) 発行日の 2 年後の応当日から発行日の 3 年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の 35%（ただし、発行日の 2 年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合に

は、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の 35%までとする。) について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に 1 未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする)。

iv) 発行日の 3 年後の応当日から発行日の 4 年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の 65% (ただし、発行日の 3 年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の 65%までとする。) について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に 1 未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする)。

v) 発行日の 4 年後の応当日から発行日の 10 年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

⑤新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等(日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。) についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。

- i) 現金による受領
- ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
- iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
- iv) その他当社が定める方法

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に(7)①に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

3. 退職時報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役で当社執行役員を兼務する者

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、各事業年度において 2,000,000 株を上限とする。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

各事業年度において、20,000 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数は 100 株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

なお、職務執行の対価として公正発行により付与される新株予約権であり、有利な条件による発行に該当しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たり 1 円とする。

(6) 新株予約権の行使期間

新株予約権発行の日から 40 年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日になるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件等

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」）は、権利行使時において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から、10 日以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。

②新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

③新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

④新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連

会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。

- i) 現金による受領
- ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
- iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
- iv) その他当社が定める方法

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に(7)①に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以 上